郡市医師会長 様

愛媛県医師会長 村 上 博

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 保健所業務の更なる重点化について

連日、多数の陽性確認が続く中、県内の各保健所では、疫学調査の重点化等 を図ってきたところです。

しかし、管内の感染拡大が顕著な一部の保健所では、業務負荷の増大が続いており、負荷が著しい保健所については、更なる業務の重点化を図ることとして、愛媛県保健福祉部長から通知がありましたのでお知らせします。

詳細は、愛媛県保健福祉部長通知の別紙をご参照ください。

今の段階でこの措置が適用される保健所は、西条保健所と松山市保健所で、いずれも2月4日(金)から適用されます。

また、新型コロナウイルス感染症患者が療養を終えた後及び濃厚接触者の 待機期間が終了した後に職場等で勤務を再開するにあたっては、職場等に証 明書を提出する必要はないこととされております。

つきましては、本件に関する会員医療機関への周知につきましてご高配の 程お願いいたします。

なお、本件は愛媛県医師会会員専用オームページ(下記 URL)に掲載しております。

http://info.ehime.med.or.jp/?p=5559

一般社団法人愛媛県医師会長 様

愛媛県保健福祉部長(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所業務の更なる重点化について

日頃から、本県における新型コロナウイルス感染症対策について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、連日、極めて高い水準の陽性確認が続く中、県内の各保健所では、重症化リスクの高い陽性者や症状の悪化した自宅療養者を確実に医療に繋ぐことを最優先に対応するため、疫学調査の重点化等を図ってきたところです。

しかしながら、管内の感染拡大が顕著な一部の保健所では、業務負荷の増大が続いており、このままでは業務がひっ迫するおそれがあることから、負荷が著しい保健所については、別紙のとおり更なる業務の重点化を図ることとしています。

つきましては、保健所業務の重点化について、貴下会員の皆様方に周知いただきたく、 御配意の程、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症患者が療養を終えた後及び濃厚接触者の待機期間が終了した後に職場等で勤務を再開するにあたっては、職場等に証明書を提出する必要はないこととされておりますので、この点についても併せて周知くださいますようお願いいたします。

県といたしましては、県民の命を守るべく、この感染第6波に全力で対処してまいりますので、貴会におかれましても、引き続き格別の御高配を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

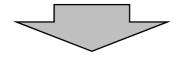
愛媛県保健福祉部健康衛生局 健康増進課感染症対策係 Til. 089-912-2402

保健所業務の重点化について

● 現在の状況

| 区分 | 同居家族 同居者 | 医療機関 高齢者施設 障がい者施設 | 学校(小・中・高校) 児童施設 その他の事業所等 | 友人·知人等 |
|----------------|--|-------------------------|---|----------------------------|
| 濃厚接触者の 判断 | 保健所が特定 | | 保健所が特定 【別 添 ⑦】 | 保健所が特定 |
| 濃厚接触者の 検査 | 保健所が実施 | 保健所が調整し、 実施 | 〔学校・児童施設〕 保健所が実施 〔その他の事業所等〕 症状が出た場合、医療 機関を受診し検査 | 症状が出た場合、 医療機関を受診し 検査 |
| 濃厚接触者の 健康観察 | 自身で健康観察(セルフチェック) 発熱や咳、喉の痛みなど、風邪のような症状が出た場合は、 自分で医療機関を予約して受診【別添⑤】 | | | |

【別添⑥】社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の取扱い



● 更なる重点化 (太字部分)

| 区 分 | 同居家族 同居者 | 医療機関 高齢者施設 障がい者施設 | 学校(小・中・高校) 児童施設 その他の事業所等 | 友人·知人等 | |
|----------------|--|---|--|--------------------------------------|--|
| 濃厚接触者の 判断 | 保健所が特定 | 保健所が特定 | 施設等が判断(※1) 【別添②】 【別添③】 【別添④】 | <u>陽性者が連絡した</u> 接触者本人が判断 【別添①】 | |
| 濃厚接触者の 検査 | <u>症状が出た場合、</u> <u>医療機関を受診し</u> <u>検査</u> | <u>従事者及び</u> <u>入院・入所者のみ</u> <u>保健所が調整し、</u> <u>実施(※2)</u> | <u>症状が出た場合、</u> 医療機関を受診し <u>検査</u> | 症状が出た場合、 医療機関を受診し 検査 | |
| 濃厚接触者の 健康観察 | 自身で健康観察(セルフチェック) 発熱や咳、喉の痛みなど、風邪のような症状が出た場合は、 自分で医療機関を予約して受診【別添⑤】 | | | | |

【別添⑥】社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の取扱い

- ※1 学校(小・中・高校)は、各学校がリスト作成後、保健所と協議
- ※2 通院(通所)者や在宅サービス利用者は実施しない

別添①

知人が新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の対応について

身近な方から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡がありましたら、 下記により感染の可能性を確認してください。感染の可能性がある場合は、 職場等へ連絡の上、自宅待機とご自身での健康観察をお願いします。

| | 然染の | 可能性 | を確 | 認し | てく | ださ | LJ | 0 |
|--|-----|-----|----|----|----|----|----|---|
|--|-----|-----|----|----|----|----|----|---|

| - | 您采り能期间 | ※ 物性和 | コに征从光現口 | 寺を帷認し(| くたさい。 |) | | |
|---|-----------|---------------|---------|--------|------------|---|---|------|
| | □ 陽性者が有症状 | 犬 の場合: | 症状が発現し | た日の2日前 | <u>令</u> 和 | 年 | 月 | 日 以降 |

□ 陽性者が無症状の場合:検体を採取した日の2日前 令和 年 月 日以降

- ➤ 陽性者との最終接触日 令和 年 月 日
- ➤ 感染可能期間中の接触の状況
 - □ お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話をした
 - □ 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話をした
 - ※「会話をしながら食事をした」「換気の悪い場所で長時間を会話した」「マスクを正しく着用していなかった」 これらの場合は、特に感染の可能性が高くなります。

感染可能期間に上記の接触があった場合、感染している可能性があります!

② 感染の可能性がある場合は、自宅待機と健康観察を行ってください。

陽性者との 最終接触日の翌日から7日間、

自宅待機のうえ、ご自身での健康観察(セルフチェック)を行ってください。

- ✔ 待機期間中は不要不急の外出を控えてください。
- ✔ 保健所において、PCR検査は実施しません。
- ❸ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関を受診してください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、 **ご自身で医療機関の受診予約**を行い、受診してください。

※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

◆ 待機期間終了後、以下のとおりご留意願います。



別添②

学校の児童・生徒・教職員が 新型コロナと診断された場合の対応について

陽性となった方と接触がある方のリストアップをお願いします。 なお、特定・判断等に当たっては、<u>学校医など医療従事者に意見を求めることも有効</u>です。 保健所と協議の上、自宅待機や健康観察の協力を学校側から対象者にお願いしてください。

● 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認の上、 感染可能期間(発症日2日前から最終接触日まで)に接触のあった方について、 次の例を参考にリストアップし、作成したリストを保健所へ提出してください。

◎陽性者の発症日: 月 日

| 陽性 | 者がマ | スク | をして | 711 | なか・ | った場合 |
|----|-----|-----|-----|-------|-------------|------|
| | | /\/ | | ~ v · | 5 /1 | |

- □ 陽性者と同じクラスのマスクをしていない方
- □ 陽性者と同じテーブルで食事をした方
- □ 陽性者と特別仲の良いマスクをしていない方
- □ 陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした方(狭い部屋で部活動を実施したなど)
- □ その他(上記以外で陽性者と密に接触があった方)

陽性者がマスクをしていた場合

- □ 陽性者と長時間一緒にいたマスクをしていない方
- □ 陽性者と同じテーブルで食事をした方
- □ その他(上記以外で陽性者と密に接触があった方)

❷ リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から<u>7日間</u>、自宅待機とご本人又はご家族による健康観察(セルフチェック)をするよう、<u>学校側からご本人又はご家族にお願い</u>してください。

また、待機期間中は登校・出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。 なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

❸ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、 <u>ご本人又はご家族の方が医療機関の受診予約</u>をするようお伝えください。 ※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

4 待機期間終了後、以下のとおりご留意願います。



幼稚園・保育所の園児・職員が **別添**③ 新型コロナと診断された場合の対応について

陽性となった園児・職員等と接触がある方のリストアップをお願いします。 対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を施設側からお願いしてください。

○ 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認の上、 感染可能期間(発症日2日前から最終接触日まで)に接触のあった方について、 次の例を参考にリストアップしてください。

| ○四世 土 小 ※ 亡口 | | $\overline{}$ |
|--------------|---|---------------|
| ◎陽性者の発症日 | 月 | コ |

陽性者がマスクをしていなかった場合

- □ 陽性者と同じクラスのマスクをしていない園児
- □ 陽性者と同じ部屋で合同保育をした、マスクをしていない園児
- □ 陽性者と同じテーブルで食事をした園児や職員
- □ 陽性者と特別仲の良い、マスクをしていない園児
- □ 陽性者の気道分液や体液等に直接触れた園児と職員 ※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- □ その他(上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員)

陽性者がマスクをしていた場合

- □ 陽性者と長時間一緒にいた、マスクをしていない園児
- □ 陽性者と同じテーブルで食事をした園児と職員
- □ 陽性者の気道分液や体液等に直接触れた園児と職員
 - ※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- □ その他(上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員)

リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から<u>7日間</u>、自宅待機とご家族又はご本人による健康観察(セルフチェック)をするよう、<u>施設側からご家族又はご本人にお願い</u>してください。また、待機期間中は登園・出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

❸ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、 <u>ご家族又はご本人が医療機関の受診予約</u>をするようお伝えください。 ※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

◆ 待機期間終了後、以下のとおりご留意願います。



別添(4)

従業員が新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の対応について

陽性となった従業員等と接触がある方のリストアップをお願いします。 対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を事業者側からお願いしてください。

↑ 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認の上、 感染可能期間(発症日2日前から最終接触日まで)に接触のあった方について、 次の状態と場面をどちらも満たす方をリストアップしてください。

◎陽性者の発症日: 月 日

状態

陽性者と<u>約1 m以内の距離</u>で、 必要な<u>感染予防策なし(※)</u>で <u>15分以上</u>の接触があった状態

※マスクを正しく着用できていない状態

場面

- □会話 □飲食 □喫煙
- □車に同乗
- □換気の悪い室内で空間を共有
- □同じ寮内で生活(共有部分の利用等)

上記の状態で、陽性者と接触する場面が1つでもあった方をリストアップする。

② リストアップされた方に自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から<u>7日間</u>、自宅待機とご自身での健康観察 (セルフチェック)をするよう、<u>事業者側からご本人にお願い</u>してください。 また、待機期間中は出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。 なお、保健所において、濃厚接触者に対するPCR検査は実施しません。

❸ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、 ご自身で医療機関の受診予約をするようお伝えください。

※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

4 待機期間終了後、以下のとおりご留意願います。



自宅待機をされる

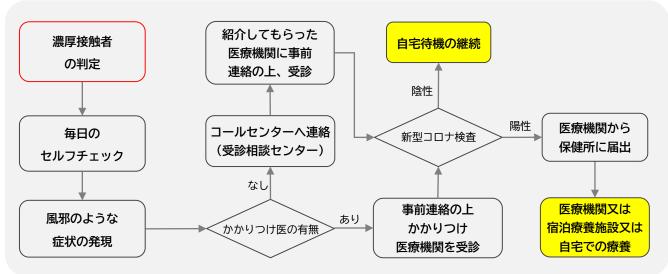
濃厚接触者の方へ

次の内容にご協力いただきますようお願いいたします。

ご協力いただきたいこと

- 陽性者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機
- 自宅待機中におけるご自身での健康観察(セルフチェック) └─ 体温の測定や症状の有無などのチェック
- せきやのどの痛みなど風邪のような症状が出た場合、 ご自身での受診予約

受診の流れ

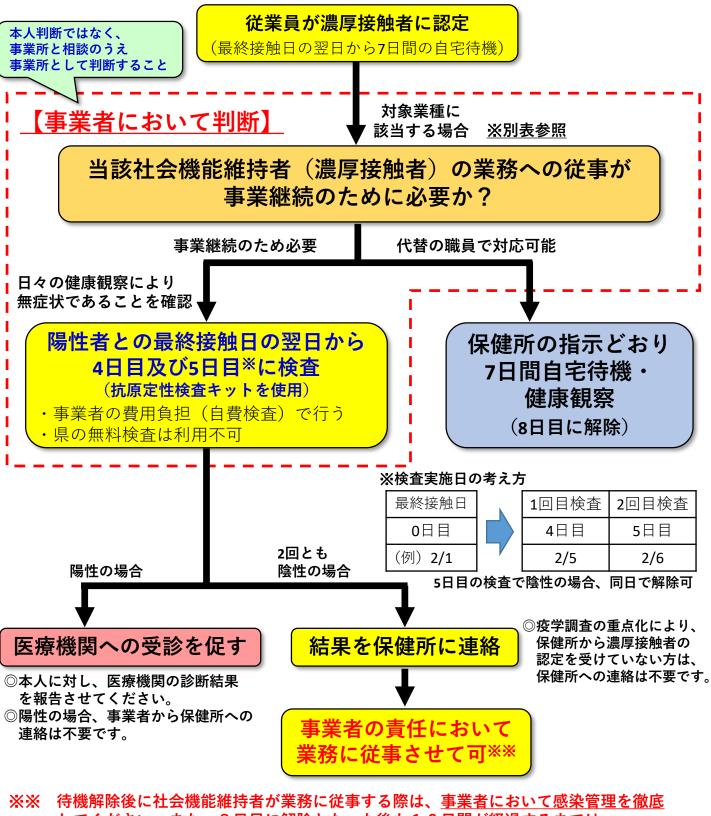


ご留意いただきたいこと

- 保健所では医療機関の受診調整は行いませんので、ご自身で受診予約をお願いします。
- コールセンター又は医療機関へ電話の際は、自身が濃厚接触者であることを申告ください。
- 初診料等のご負担は必要ですが、コロナの検査については無料になります。
- コロナの検査の結果、陰性の場合は、報告等の対応は不要です。
- 自宅待機が8日目に解除となった後も10日間が経過するまでは、検温などで健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策をお願いします。



社会機能維持者 (エッセンシャルワーカー) が 別添⑥ 濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱い (社会機能維持者の所属する事業者における対応フロー)



- ※※ 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、<u>事業者において感染管理を徹底</u> してください。また、8日目に解除となった後も<u>10日間が経過するまでは、</u> <u>以下の点に注意するよう本人に説明</u>してください。
 - ▶ 当該業務への従事以外の不要不急の外出をできるだけ控えること
 - ▶ 通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避けること
 - ▶ 検温など自身による健康状態の確認を行うとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策を実施すること

社会機能を維持するために必要な事業者一覧

1.医療体制の維持

医療関係者

病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事 提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる事業者を含む。

2.支援が必要な方々の保護の継続

高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者) 介護老人福祉施設、障がい者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供等、高齢者、 障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる事業者を含む。

3.国民の安定的な生活の確保

自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- 3-1 インフラ運営関係 (電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- 3-2 | 飲食料品供給関係 (農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- 3-3 生活必需物資供給関係 (家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- 3-4 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係
 - |(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- 3-5 家庭用品のメンテナンス関係 (配管工・電気技師等)
- 3-6 |生活必需サービス (ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- 3-7 ごみ処理関係 (廃棄物収集・運搬、処分等)
- 3-8 | 冠婚葬祭業関係 (火葬の実施や遺体の死後処理に係る事業者等)
- 3-9 メディア (テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- 3-10 個人向けサービス (ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4.社会の安定の維持

社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービ スを提供する関係事業者

- 4-1 | 金融サービス (銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- 4-2 物流・運送サービス (鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等)
- 4-3 国防に必要な製造業・サービス業の維持 (航空機・潜水艦等)
- 4-4 企業活動・治安の維持に必要なサービス (ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- 4-5 安全安心に必要な社会基盤
 - (河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- 4-6 | 行政サービス等 (警察、消防、その他行政サービス)
- 4-7 | 育児サービス (託児所等)

5.その他

- 5-1 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難な事業者(高炉や半導体工場等)
- 5-2 医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造している事業者
- 5-3 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者
- 5-4 学校等

従業員が新型コロナウイルス感染症と 別添⑦ 診断された場合の対応について

陽性となった方と接触がある方のリストアップをお願いします。 保健所と協議の上、自宅待機や健康観察の協力を事業者から対象者にお願いしてください。

● 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認の上、 感染可能期間(発症日2日前から最終接触日まで)に接触のあった方について、 次の状態と場面をどちらも満たす方をリストアップし、作成したリストを保健所へ 提出してください。

◎陽性者の発症日: 月 日

状態

陽性者と<u>約1 m以内の距離</u>で、 必要な<u>感染予防策なし(※)</u>で <u>15分以上</u>の接触があった状態

※マスクを正しく着用できていない状態



□会話 □飲食 □喫煙

□車に同乗

□換気の悪い室内で空間を共有

□同じ寮内で生活(共有部分の利用等)

上記の状態で、陽性者と接触する場面が1つでもあった方をリストアップする。

② 濃厚接触者と判断された方に自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から<u>7日間</u>、自宅待機とご自身での健康観察 (セルフチェック)をするよう、<u>事業者側からご本人にお願い</u>してください。 また、待機期間中は出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。 なお、保健所において、濃厚接触者に対するPCR検査は実施しません。

❸ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、 ご自身で医療機関の受診予約をするようお伝えください。

※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

4 待機期間終了後、以下のとおりご留意願います。

